

排水設備工事の施工について

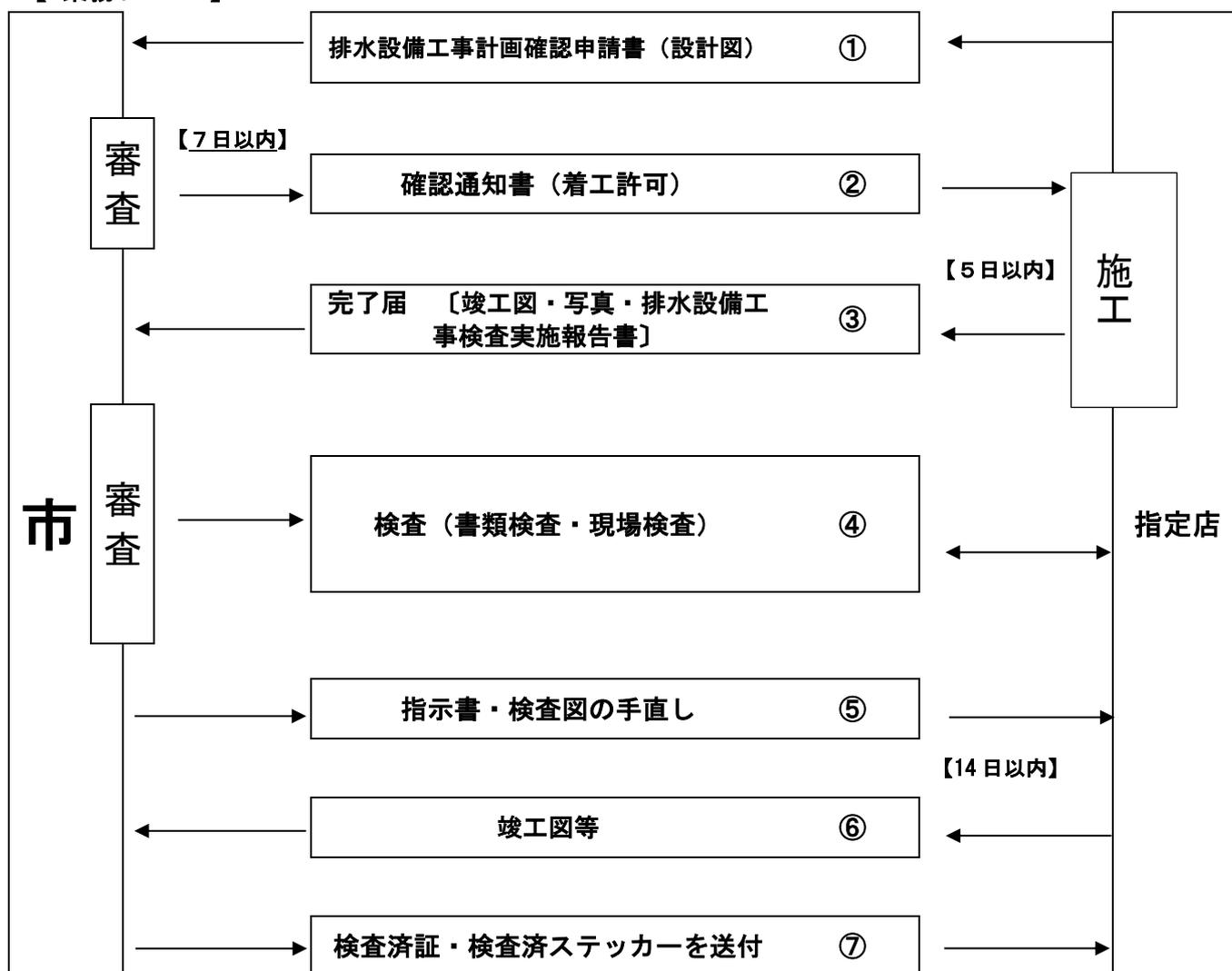
令和6年8月現在

国分寺市建設環境部
下水道課下水道係

電話 042-325-0111

国分寺市排水設備関連業務

【業務フロー】



- ① 指定店は事前に排水設備工事計画確認申請書に排水設備の設計図を添付して市に提出する。
- ② 市は設計図を審査し、指摘事項を図面に記入。確認通知書と合わせて指定店に返却する。
確認通知書は着工許可書になるので速やかに受け取りに来る。
基本的に申請から7日以内に確認通知書が発行される。
- ③ 指定店は確認通知書に添付されている図面の指示事項に従いながら施工を行う。
工事完成後5日以内に完了届に竣工図・公ますの写真(遠景・中が見える写真)・工事検査実施報告書(チェックシート)を添付して市に提出する。
- ④ 検査については原則書類検査となる。
(国分寺市での初めての施工やまちづくり条例にかかる開発事業を除く。)
現場検査がある場合指定店は事前に申請者に検査の日時を伝え、敷地立ち入りの許可を得ておく。
また、雨天の場合中止の可能性もあることも伝えておく。当日は市の検査員と共に検査を行う。
- ⑤ 市は検査の結果を基に竣工図の手直しを指示する。
- ⑥ 指定店は竣工図の手直しの指示を受けた日から14日以内に手直した竣工図等を市に提出する。
- ⑦ 検査に合格した際には、市から指定店へ検査済証と検査済ステッカーを送付する。

排水設備の手続き・検査について

国分寺市の排水設備の技術基準は、原則として東京都排水設備要綱を準用しています。しかし、部分的に独自の基準を設けていますので、説明会の時の説明や資料、確認通知書に添付されている申請図の指示に従い、施工を行ってください。

【 申請書・完了届の用紙について 】

市のホームページよりダウンロードしてください。

【 改便工事の助成について 】

改便工事には「住宅改修資金融資斡旋制度(利子補給)」を行っています。

詳細は経済課までお尋ねください。

【 下水道に流入しない水道について 】

下水道料金は水道利用量に比例して発生します。よって、散水栓・共用栓などで下水道に流入しない水道がある場合、その水道利用量については下水道料金が賦課されない場合があります。

このことについて申請を希望する方には窓口で申請用紙をお渡ししますので、申し出てください。

【 仮設トイレについて 】

工事中等で仮設トイレを設置して公共下水道を利用する場合、下水道料金が発生しますので、排水設備の申請を行ってください。

【 現場検査について 】

- ・ 検査は、家主、所有者又はこれに代わる方の許可がない場合は行えません。必ず事前に家主、所有者又はこれに代わる方の許可を得ておくようにしてください。建設会社、不動産会社を通じて許可を得る場合、連絡が取れていないケースが少なくありませんので注意してください。
- ・ 車などでますが複数開けられない場合、検査を中止する場合があります。家の所有者に検査の予定とともに車などを移動するようにお願いしてください。
- ・ 検査時に防草シートが敷設されており、大半のますが開けられずに検査中止となる物件が増えています。まずは排水設備の維持管理上、地表に露出していなければならないことを、施主に説明してください。
- ・ 検査日程の連絡でお伝えする検査開始時間はあくまで目安です。当日の他の検査進行具合によって多少前後することがあります。市の検査員が遅れる場合は工事店に連絡しますので、携帯電話等連絡の取れる手段を持っておいてください。また責任技術者が遅れる場合は至急下水道課まで連絡ください。ただし、その後の検査の都合によっては中止する場合があります。
- ・ 悪天候の場合には原則中止します。中止が決まり次第連絡します。
- ・ 検査開始時間は検査を「始める」時間です。それまでには現地に到着して、検査ができる状態にしておいてください。
- ・ 検査では、ますの開け閉め、ます深の採寸、状況によってはますの清掃を行って頂きます。そのため最低でも「^{メイト}ードライバー」「プライヤー」「スケール」の用意をお願いします。可能なら「バケツ」「13mm塩ビ管」「ホウキ」「差込式防臭弁」などの用意もお願いします。検査では全ての汚水ますを採寸し、鏡で流れ等の確認を行います。

また、まちづくり条例に基づく開発事業で、雨水浸透施設を設置している場合、雨水浸透施設に適量の水を入れていただき、雨水が適切に浸透するかを検査しますので、水を入れる準備をしてください。

【 国分寺市の排水設備基準について 】

原則的に東京都の要綱に従いますが、部分的に独自の基準を設けてあります。ここに記載されている内容については東京都の要綱より優先します。国分寺市では検査時に全ての汚水ますを細かく確認しますので、検査後の指示も細かく出しています。

とりわけ「設計図と異なる施工を行い、基準に合っていない場合」「確認通知書に添付される設計図に書いた指示事項に従わなかった場合」には必ず施工直しを命じています。そのため、設計変更等で何か不明な点があれば下水道係までご相談ください。

1)ます深について

内径又は内のり幅の決定は、ますの深さ及び排水管きょの会合本数に応じて維持管理上支障のない大ききとする。

表 【ますの深さ及び会合本数】

内径または内のり幅(cm)	深さ(cm)	会合本数
15～30	120まで	4本まで
35(36)	120まで	4本まで
40	120まで	5本まで
45	140まで	5本まで

※雨水ますについては泥溜めを15cm以上としてください。1L型トラップますについても同様に泥溜め15cm以上、封水は5cm以上としてください。

2)雨水等について

- ・ 雨水処理の方法(開発事業の場合の雨水浸透施設については別途記載)

雨水は必ず下水、又は浸透施設(浸透ます、浸透トレンチ)に接続させて処理してください。浸透施設からのオーバーフローの設置(宅内排水設備、または下水への接続)は任意です。

雨どいの切り落としは禁止です。

- ・ 下水へのつなぎ方

雨どい、浸透ますのオーバーフローは汚水ますに滝落としでも構いません。ただし、汚水と合流した雨水は汚水と同様の扱いとなりますので滝落としは禁止です。浸透ます、溜めますを汚水ますと管底でつなぐ場合、汚水が逆流しないようにステップ付きのますにする等注意して施工を行ってください。

- ・ 臭い止めについて

雨どいの臭い止めは1L型トラップますに流入させるか、75mm以上の掃除口付きトラップ(2VT)を使用します。吹き上げトラップ・付き出し防臭弁のように、ますに突き出すタイプの臭い止めは維持管理に支障をきたすので使用禁止です。

雨水浸透ますオーバー管の臭い止めは封水が安定しないので2VTは使用しないで、流出口に必ず防臭弁を差し込んで下さい。浸透ますのオーバーフローのみが繋がる、または水道がない屋根付きゴミ置き場等の1L型トラップますも同様の理由で不可です。

・ 雨水浸透施設について

① まちづくり条例に規定する開発事業の場合

- ・ 雨水浸透施設を設置してください。
(雨水浸透施設の使用は各課事前協議の内容を確認してください。)
- ・ 雨水浸透施設にはオーバーフローを設け宅内排水設備へ接続してください。
- ・ オーバーフローには防臭弁を設置してください。
(浸透施設からのトラップは封水が安定しないため不可とします。)
- ・ 宅地内に事前に浸透トレンチが設置されている場合は下記のように施工してください。
宅内の雨水をすべて浸透トレンチへ接続してください。(宅内分流方式のイメージ)
浸透トレンチからのオーバーフローを宅内排水設備へ接続してください。
オーバーフローには防臭弁を設置してください。(トラップ不可)

② ①の開発事業以外の場合

- ・ 雨水浸透ますの設置をお願いしています。(積極的に設置してください。)
- ・ オーバーフローの設置(宅内排水設備、または下水への接続)は任意です。
(単独浸透を認めますが、浸透施設があふれないことを保証するものではありませんので、あふれた場合の対応は施工者が行ってください。)
- ・ 浸透施設からのオーバーフローの防臭対策は、トラップだと封水が安定しないため、防臭弁を基本とします。

3)雨水と同程度に清浄な汚水について

雨水(雨水、湧水(地下構造物の湧水は除く)、雪解け水等)以外は原則汚水とみなして処理をしてください。
外流し・温水器等の排水(雨水以外)は必ず下水に繋いでください。

4)ドレン排水について

ドレン排水は汚水系統への排出を原則としますが以下の要件をすべて満たしたものは例外として雨水系統への排出を認めます。

- ① 設置する潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)及び家庭用燃料電池システム(エネファーム)が、一般財団法人日本ガス機器検査協会(JIA)の認証機器であること。ただし家庭用燃料電池システム(エネファーム)については「JIAドレン検査基準対応品」の表示があること。
- ② 近隣周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないような施工。(ドレン排水を直接地先の側溝やベランダ、共用通路等に排水する場合の飛散、溢水防止や側溝ますに滞留する水に起因する害虫が発生しないように配慮すること。近隣住宅とのトラブルの原因とならないよう万全を期すこと。)
- ③ 汚水系統の排水設備への排出が建物等の構造上極めて困難な場合。

5) ディスポーザの設置について

単体ディスポーザの設置・修理は条例で禁止しております。施主より取付の依頼があっても条例で禁止している旨をお伝えして断ってください。

例外として条件付で処理槽を有するディスポーザ等は設置を許可する場合があります。設置を検討される場合、事前に必ず下水道課にご相談ください。

6) 特殊な排水設備の扱いについて

- ・排水ヘッダーは特に禁止しておりません。
- ・副管は、一戸建て住宅では原則認めておりませんが、大型マンション等で設置を希望される場合、事前に必ず下水道課にご相談ください。
- ・その他特殊な器具に関しては、事前に必ず下水道課にご相談ください。
また、排水ヘッダー、ポンプ、阻集器等を使用する場合は、その製品の詳細が分かる書類・パンフレット等を添付して提出してください。

7) 図面作成について

- ・設計図の図面にGLは、ある程度分かる場合のみ記入してください。検査図は1つのますごとにGLを記入します。1つのGLで複数のますに対応させないようにしてください。ますNoは特に必要ありません。
- ・内径20cmの公共汚水ますには基本的に5cm以上ステップがあると考えてください。5cm以外の時はその数を入力してください。
また、内径50cmの公共汚水ますには2cmのステップがあるとして、同様に考えてください。
- ・ます深は下流で測ります。また、ますの距離は芯と芯とで測ります。
- ・距離と勾配は小数第1位までの長さで記入します。小数第2位以下を四捨五入してください。
- ・極力A3以下のコピー用紙に収まるようにしてください。複数枚になっても構いません。

設備図の主な凡例（●は器具トラップを表す）

※下記例を参考に図面を作成して下さい。

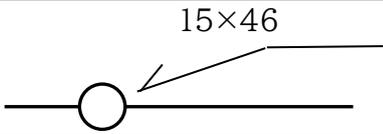
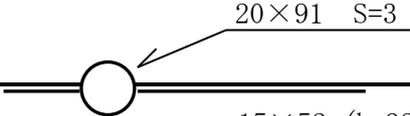
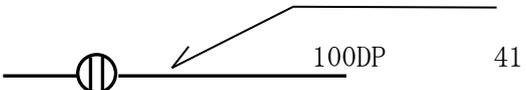
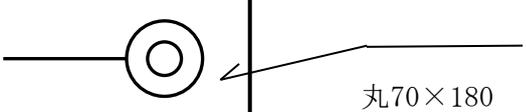
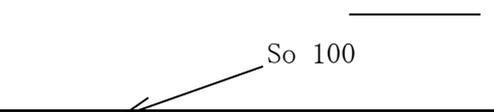
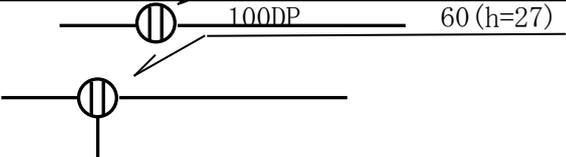
種類	記号		種類	記号	
公共 汚水枳			大便器		
小便器			床排水	 	
洗濯機	 		洗面器	 	
浴槽	 		流し 外流し	 	
浴槽 床排水	UB		浴槽 床排水 洗面器	UB 1	
			浴槽 床排水 洗面器 大便器	UB 2	

※ユニットバスの記号の記載位置については、間取りの中央で構いません。

平面図記載例1

種類	記載内容	右図記入例	記載例
排水本管	管径 管種 勾配 延長	100 VU 2.6/100 1.5	
排水枝管	管径 管種 延長	75 VU 2.3	
雨水浸透管	管径 管種 延長	200 SP 5.0	
雨水浸透管 (塩ビ管)	管径 管種 延長	200 VP(VU) 5.0	
汚水ます	内径 深さ	30 57	
雨水ます	内径 総深さ 泥溜め深さ	30 45 15	
雨水トラップます	内径 総深さ 泥溜め深さ	30 50 20	
雨水トラップます (防臭弁)	内径 総深さ 泥溜め深さ トラップ形状	30 47 17 防臭弁	
雨水浸透ます	内径 形状	30 浸透ます	
雨水浸透ます (防臭弁)	内径 形状 トラップ形状	30 浸透ます 防臭弁	

平面図記載例2

種類	記載内容	右図記入例		記載例
小型ます	内径 深さ	15 46		
小型ます (ステップ付)	内径 深さ ステップ	20 91 S=3		
小型ます (底部有孔)	内径 入り深さ 落差	15 52 h=32		
小型雨水ます	内径 総深さ 泥溜め深さ	15 54 15		
小型雨水トラップ ます	内径 総深さ 泥溜め深さ	20 64 20		
ドロップ (排水本管上)	内径 形状 入り深さ 落差	100 DP 41 h=49		
公ますL型	ますの形状 内径 深さ	L 50 110		
公ます丸型	ますの形状 内径 深さ	丸 70 180		
掃除口	形状 内径	So 100		
ドロップ (複数流入)	内径 形状 入り深さ 落差	100 DP 60 27	39 48	

平面図記載例3

種類	記載内容	右図記入例	記載例
掃除口 および排水枝管	形状 掃除口内径	SO 100	
	枝管管径 管種 延長	75 VU 2.0	
管トラップ および排水枝管	トラップ管径	100	<p>※は, トラップと枝管が同径の場合は必要なし</p>
	枝管管径 管種 延長	75 VU 0.8	
ドロップ および排水枝管	形状 掃除口内径	DP 75	
	枝管管径 管種 延長	75 VU 3.0	

※掃除口扱いのドロップの標記は“SO”“DP”どちらでも構いません。

申請書・完了届の記入方法について

(1)排水設備工事計画確認申請書兼排水設備台帳

No	大項目	中項目	注意
1	申請者		施主が住所・氏名を記入
2	設置場所	住所	実際に施工を行う場所の住所
		使用者名	申請者と使用者が異なる場合に記入 建売等で使用者が不明の場合は空欄
		アパート・店舗名	アパートや店舗の場合記入
3	排水設備	工事区分	【新設】建物の新築や建て替えに伴い排水設備を新たに設置すること 【増設】既存の排水設備に追加して衛生器具や雨どいを設置すること 【改造】増設の場合を除いて、排水設備の移設や排水経路の変更などを行うこと
		水洗便所	【新設】家屋の新設、建替え 【改便】浄化槽や汲み取り便所の改造 【無】トイレが無い排水設備
4	排水種別		建築予定の建物の種別を記入
5	家屋所有者		家屋の所有者が申請者と異なる時記入
6	水道番号		申請時に不明であれば空欄でも可
7	代理人 (施工者)	住所 氏名 電話番号 指定番号	指定工事店の情報を記入
8	排水設備工事 責任技術者	氏名 登録番号	指定工事店専属の責任技術者の氏名・登録番号を記入
9	委任者(申請者)		必ず1と同じ氏名を記入
10	設置場所案内図		住宅地図のコピーを貼付し色を塗る等で現場が分かるようにすること 別紙でも可

(2)排水設備工事完了届

No	大項目	中項目	注意
1	申請者		申請書と同じ住所・氏名
2	設置場所	住所	申請書と同じ住所 ただし、申請時に明確でなかった住所が明確になった場合等は、その正しい住所を記入
		使用者名	申請書と同じ氏名
3	排水設備	工事区分	確認通知書に記載されている区分に○
		水洗便所	同上
4	代理人名 (施工者) 印		申請書と同様に記入 ㊟【法人】…押印 ㊟【個人】…署名(手書き)又は押印
5	確認番号		確認通知書に記載されている確認番号を記入
6	確認日		確認通知書が交付された日付を記入
7	工事完了日		工事が完了した日付を記入 完了届は工事が完了して5日以内に提出
8	水道番号		必ず使用する全ての水道番号を記入 アパート・マンション等で多くの水道を利用する場合には、別紙で一覧表を添付

記入例

国分寺市長 殿		下水道番号	
排水設備工事計画確認申請書兼排水設備台帳			
申請者		申請年月日 ●●年●●月●●日	
住所 (ふりがな) 氏名	国分寺市戸倉1-6-1 西分寺 国分寺 太郎		
設置場所	国分寺市 西窓ヶ窪3-33-3 アパート・店舗名 下水 花子		
排水設備	工事区分	新設	増設
	水洗便所	新設	改便
排水種別	家庭・共同住宅・店舗併用住宅(営業・その他())		
家屋所有者	水道番号 44-012345-01 (件)		
記録簿番号			
工事予定期間	着手: ●●年●●月●●日 ~ 完了: ●●年●●月●●日		
代理人 選任届 上記、排水設備工事に関する一切のものについて、 下記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任します。			
代理人 (施工者)	住所	●●市●●町●●番地●●号	
	氏名	●●設備工業	
	電話番号	042-XXX-XXXX	
	指定番号	214-OXXXX	
排水設備工事 責任技術者	氏名	●●●●●●	
	登録番号	XXXXXXXXXX	
委任者 (申請者)	氏名	国分寺 太郎	
設置場所案内図		別紙でも可	
処 理 区	北一・北二	検査員	
供用開始年月日		浸透ます (× 基)	
確認年月日		浸透トレンチ (× m)	
検査合格日		係 長	審 査
課 長		転 記	
備 考	受 付 印		

※太線枠内を記入すること。

申請図

方	位
縮	尺
1	/

申請者	
設置場所	国分寺市
代理人 (施工者)	

記入例

国分寺市長殿		排水設備工事完了届		提出年月日	●年●月●日
代理人(施工者)住所 氏名又は名称 電話番号 指 定 番 号 ※法人・・・押印 個人・・・署名(手書き)又は記名押印。○ ○ ○ ●●市●●町●●番地●●号 ●●設備工業 042-XXX-XXXX 214-OXXXX (押印に関する説明になります)		住所 国分寺市戸倉1-6-1 (ふりがな) 氏 名 国分寺 太郎		確認番号	R●-●●
設置場所 国分寺市 使用者名 西恋ヶ窪3-33-3 下水 花子		確認日 ●年●月●日 工事着手日 ●年●月●日 工事完了日 ●年●月●日		水道番号	44-012345-01 (件)
排水設備	工事区分	増設	改造	使用料調査	
排水設備	水洗便所	改便	無		
受付日	審査合格日	検査合格日	備考・特記事項		

下記工事について、完了しましたので届け出ます。
 また、下記工事についての検査をお願いします。

※大線枠内を記入すること。

完成図	方 位		
	縮 尺		
	1 /		
	申 請 者		
設 置 場 所	国分寺市		
代 理 人 (施工者)			